

## 公益財団法人日本障害者スキー連盟育成アスリート選考規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本障害者スキー連盟（以下、**JPS** という）がパラリンピックを目指す若い世代の選手を育成することを目的とする。育成事業への参加機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング等の理解を通して、将来の日本代表選手としての成長を図ることとする。

### (対象)

第2条 育成アスリートは、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) **JPS** の競技者登録者。
- (2) 1月1日現在、満12歳以上である者。
- (3) 競技を行うで健康上の問題がなく、心身ともに適した状態である者。
- (4) **FIS** のクラシフィケーションに該当すると考えられる障害がある者。
- (5) 当連盟から指示があった際、**FIS** への競技者登録を速やかに行う意思のある者。
- (6) 育成事業に参加する意思がある者。
- (7) アスリートとして礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- (8) 強化本部に属する各委員会の強化会議において、競技資質に基づき審査を受け、各競技委員長からの推薦があること。
- (9) 18歳未満の者は親権者の承認が得られること。

### (育成アスリート指定の決定など)

第3条 育成アスリートの決定は次による。

- (1) 各委員会から推薦された候補者について、強化本部および運営会議での審議を経て理事会において協議し決定する。
- (2) 決定は毎年8月1日付で行い、当該年および翌年の7月31日まで有効とする。
- (3) 候補者は、理事会の求めに応じて、自身の健康、障害の状況、競技力等を証明する文書やデータを提出する義務を負う。証明に費用がかかる場合は候補者が負担する。

(育成アスリート決定の取り消し)

第4条 以下の事項に該当する場合は指定を取り消すことがある。

- ① 医学的問題により育成アスリートとしての活動が困難な場合。
- ② アンチ・ドーピング規定違反やクラス分け変更が生じた場合。
- ③ 強化指定選手等の行動規定の違反に対する処分に該当する場合。

本条各号に該当する場合は、理事会において指定取り消しの取り扱いについて審議することとする。

(育成アスリートの遵守事項)

第5条 育成アスリートは下記のことを遵守しなければならない。遵守出来ない場合は、(1) から (3) については各委員会へ、(4) から (8) については理事会へ書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 指定された事業への参加
- (2) 指定された JPS 主催行事等への参加協力
- (3) JPS が派遣する国際大会及び強化合宿、各種行事で撮影された肖像権の JPS 広報活動、及びマーケティング活動への使用の同意
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康等医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規定等遵守
- (7) FIS・JPC・JPS 等の規程等遵守
- (8) 育成アスリート誓約書の内容の熟知と署名（電磁的署名を含む）または押印

(費用負担)

第6条 費用負担は次の通りとする。

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。但し、助成金や寄付金により負担が軽減されることがある。

(改廃等)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議によって決定する。

附則

本規程は、令和6年6月13日より施行する。